

追 加

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年5月21日)

- 1 三宅氏損害賠償請求控訴事件(平成22年(ネ)第13号)及び損害賠償請求附帯控訴事件
(平成22年(ネ)第33号)に係る判決について【道路企画課】……………1ページ

県 土 整 備 部

三宅氏損害賠償請求控訴事件（平成22年（ネ）第13号）及び損害賠償請求附帯控訴事件（平成22年（ネ）第33号）に係る判決について

平成22年5月21日
生活環境部景観まちづくり課
生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
県土整備部道路企画課・道路建設課
西部総合事務所県民局・県土整備局

標記裁判の判決が5月19日にありましたので、その内容等について次のとおり報告します。

＜判決：広島高等裁判所 松江支部＞

【勝訴】

主文

- 1 控訴人の請求を棄却する。
- 2 被控訴人の附帯控訴を却下する
- 3 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 4 附帯控訴費用は被控訴人の負担とする。※ 判決理由等は、後日、郵送送付

なお、控訴人に対し反訴（附帯控訴）を提起（平成22年3月10日）しておりましたが、控訴人の同意が得られなかつたため、却下されました。

【控訴の概要】

- 控訴人 米子市東福原6丁目5番17号 三宅 精一
- 被控訴人 鳥取県（代表者 鳥取県知事 平井 伸治）
- 請求の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 請求の内容
 - ① 被控訴人は控訴人に対し、道路法42条違反により損害を受けた車の修理代86,898円を支払え（国家賠償法2条）。<道路企画課>
 - ② 被控訴人は控訴人に対し、上記の事を鳥取県西部総合事務所に請求に行ったとき、職員に暴行を受け、傷害を負った不法行為による損害に対し20万円を支払え。<西部総合事務所県土整備局>
 - ③ 被控訴人は控訴人に対し、道路法70条違反による損害200万を支払え（国家賠償法2条）。<道路建設課>
 - ④ 被控訴人は控訴人に対し、都市計画法違反による損害2640万円を支払え（国家賠償法1条1項）。<景観まちづくり課>
 - ⑤ 被控訴人は控訴人に対し、墓地埋葬等に関する法律違反による損害1900万円を支払え（国家賠償法1条1項）。<くらしの安心推進課>
 - ⑥ 被控訴人は控訴人に対し、正当な異議申立書の提出にもかかわらず、何回も暴力をふるわれた。この不法行為による損害として120万円を支払え（国家賠償法1条）<西部総合事務所県民局>

【反訴（附帯控訴）の概要】

- 反訴の理由
 - (1) 反訴被告の請求理由は、虚偽の事実であることを認識しながら、あたかもこれが真実であるかのように主張し、それを根拠づける虚偽の証拠を提出した悪質なものであり、裁判制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠くため。
 - (2) 反訴被告は以前から不当要求を繰り返し行っており、今後同様の不当要求を起こさせないため。
- 請求の趣旨
反訴被告は、反訴原告に対し、525,000円（弁護士費用）及びこれに対する反訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、反訴の訴訟費用は反訴被告の負担とする、との判決並びに仮執行宣言を求める。
※ 控訴審においては、反訴の提起は、相手方の同意がある場合に限り、することができる（民事訴訟法第300条）。

【一番の概要（鳥取地方裁判所米子支部）】

- (1) 本件訴え中、被告事務所に対する各請求に係る部分及び被告県に対する1900万円の支払請求に係る部分をいずれも却下する。
- (2) 原告のその他の請求をいずれも棄却する。

【経緯】

- ・H21. 2. 17 訴訟の提起（道路管理瑕疵、職員による暴行、都市計画法違反など）<訴状受理（H21. 5. 1）>
- ・H21. 12. 22 判決言渡し【鳥取県の全面勝訴】
- ・H21. 12. 28 控訴<控訴状受理（H22. 1. 26）>
- ・H22. 3. 10 反訴（附帯控訴）の提起
- ・H22. 5. 19 判決言渡し【鳥取県の勝訴】 ※ 反訴（附帯控訴）については却下

【今後の見込み】

今回の判決を受け、控訴人側が上告するかは不明。